

名古屋市地域防災計画の修正案について

————— 主な事項 —————

1 災害対策基本法に関する事項について

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正に伴う修正事項について

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所について

災害時における差し迫った危険から住民の生命を守るための指定緊急避難場所を災害の種別ごとに指定するとともに、倒壊、流失、焼失等により住家を失った被災者を一時滞在させるための指定避難所を指定し明記する。

共通編	P1, 5, 7~34, 35
風水害等対策計画編	P1, 3~6, 9, 14~17, 19, 20~27, 29, 33~36, 38~41, 43
地震災害対策計画編	P1, 3, 11~13, 16, 17, 20~23, 25~27, 29, 30~35, 40~49

(2) 地区防災計画について

市内の地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画である地区防災計画が星崎学区連絡協議会から提案があり、認定されたため新たに明記する。

共通編	P36, 37
-----	---------

2 水防法の改正に伴う修正

平成 25 年及び平成 27 年に水防法が改正され、想定し得る最大規模の洪水、雨水出水、高潮の浸水想定区域の指定や、浸水想定区域内に存する要配慮者利用施設、大規模工場等について、避難確保計画等の作成や訓練の実施等の努力義務が追加されたため所要の修正を行う。

共通編	P31, 32
-----	---------

3 名古屋市災害廃棄物処理計画の策定

大規模災害時における災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を図ることを目的とした、名古屋市災害廃棄物処理計画の策定に伴い、災害ごみ及び災害がれき等の処理方法などについて所要の修正を行う。

共通編	P38
風水害等対策計画編	P1, 3, 4, 27~32
地震災害対策計画編	P1~3, 12, 13, 35~40

4 熊本地震を踏まえた修正

平成 28 年 4 月の熊本地震において課題となった、車中泊避難者といった避難所外避難者への対策について明記する。

風水害等対策計画編 P16, 39

地震災害対策計画編 P22, 46

5 避難勧告等の発令基準の見直しについて

平成 26 年に内閣府から示された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」や平成 28 年台風第 10 号による水害を教訓とし、国において避難情報の名称が変更されたことを踏まえ、本市の避難勧告等に係る基準及び避難情報の名称等について所要の修正を行う。

風水害等対策計画編 P3～5, 7, 9～14, 32～38, 40, 46

地震災害対策計画編 P2, 4～6, 11, 17～20, 23, 42～44, 46

附属資料編 P1～P8